国立大学法人東京医科歯科大学リスクマネジメント規則

（平成２１年１１月１３日
規　則　第　４　８　号）

（目的）

第１条　この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）において発生する、又は発生することが予想される様々な事象に伴うリスクの回避・低減及び危機への迅速かつ的確な対処を講ずるため、本学における危機管理体制及び対処方法等を定めることにより、本学の学生及び職員等並びに近隣住民等の安全確保を図るとともに、大学の社会的な責任を果たすことを目的とする。

２　本学のリスクマネジメントについては、他の法令等、国立大学法人東京医科歯科大学防災管理規則（平成１６年規則第１７４号。以下「防災管理規則」という。）及び本学の規則等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 学生及び職員等　本学の学生、役員及び職員（共同研究者、非常勤講師、委託契約職員等本学において業務を行うことが認められている者を含む。）並びに患者（付き添い等含む。）及び園児をいう。

(2) リスク　組織の目的に対して不確かさが与える影響（期待されていることから、好ましい方向又は好ましくない方向に乖離すること。災害、感染症、事件、事故等により本学が被る教育、研究、診療、財産、名誉若しくは組織に関する被害又は人的な損失若しくは構成員等の苦痛を含む。）をいう。

(3) 危機　火災、災害、テロ、重篤な感染症等の発生その他の重大な事件又は事故により、学生及び職員等並びに近隣住民等の生命若しくは身体又は本学の組織、財産若しくは名誉に重大な被害が発生し、又は発生するおそれのある緊急の事象及び状態をいう。

(4) 危機管理　想定される危機に対する体制及び対応策を検討し、必要な措置を講ずるとともに、危機発生時においては、原因及び状況の把握・分析並びにその危機によってもたらされる事態を想定し、被害及び影響を最小限にとどめるために対応することをいう。

(5) リスクマネジメント　リスクについて、組織を指揮統制するための調整された活動（リスクを組織的に把握・特定し、事前にその発生頻度・影響度に応じた経済的かつ合理的な対策を講ずることでリスクを除去し、又は危機の回避・低減を図るとともに、仮にリスクが危機となった際の損失を最小限に抑えることを目的として経営管理すること。）をいう。

(6) 部局等　国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成１６年規程第１号）第４章及び第６章に規定する組織（学科、海外拠点及び教授会を除く。）及び事務組織規則（平成１６年規則第４号）第２条から第４条に規定する組織並びに監査室をいう。

(7) 部局長　前号に規定する部局等の長をいう。

（リスクの類型）

第３条　第１条の目的を達成するため、この規則に定めるリスクマネジメントの対象とする危機の類型は、次に掲げるものとする。
⑴ 本学の教育研究活動の遂行に重大な支障のあるリスク
⑵ 法規制上の重大なリスク
⑶ 財務上の重大なリスク
⑷ 本学に対する社会的信頼を損なうリスク
⑸ 科学技術上の重大なリスク
⑹ その他前各号に相当するような危機であって、組織的・集中的に対処することが必要と考えられるリスク

（委員会の設置）
第４条　リスクマネジメントに関し必要な事項を審議するため、国立大学法人東京医科歯科大学リスクマネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。
２　委員会の庶務は、総務部総務秘書課において処理する。
３　委員会は、リスクマネジメントに関し必要な事項を円滑に推進するため、必要に応じて幹事会を置く。

（組織）
第５条　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
⑴ 学長
⑵ 理事
⑶ 学長が指名する副学長　若干名
⑷ その他学長が必要と認める者

（審議事項）
第６条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。
⑴ リスクマネジメントの基本方針に関すること。
⑵ リスクに関する情報の収集及び分析等に関すること。
⑶ 危機管理マニュアルの策定及び見直しに関すること。
⑷ リスクマネジメント教育、研修の企画・立案及び訓練の実施（病院感染制御部との連携を含む。）に関すること。
⑸ リスクへの防止対策の評価及び見直しに関すること。
⑹ その他リスクマネジメントに関し必要とする事項。
２　第７条に規定する委員長は、消防法及び火災予防条例に基づく防火管理の審議事項を防災管理規則に規定する防災対策委員会及び防災管理委員会に委ねる。

（委員長）
第７条　委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
２　委員長は、委員会を招集し、これを主宰する。

（会議）
第８条　委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
２　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）
第９条　委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

（専門ワーキンググループ）
第１０条　委員会は、専門的事項を審議するため、必要に応じて専門ワーキンググループを置くことができる。
２　専門ワーキンググループに関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（リスクマネジメントのための学長等の責務）
第１１条　学長は、本学におけるリスクマネジメントを統括する責任者であり、リスクマネジメントを推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。
２　理事は、学長を補佐し、リスクマネジメントの推進に努めなければならない。
３　部局等の長は、当該部局等におけるリスクマネジメントの責任者であり、全学的なリスクマネジメント体制と連携を図りつつ、当該部局等のリスクマネジメントを推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。
４　職員は、その職務の遂行にあたり、リスクマネジメントに努めなければならない。

（リスクマネジメント体制の充実のための措置等）
第１２条　学長、理事及び部局長（以下この条において「学長等」という。）は、リスクマネジメントに関する資料の配布、研修の実施等により、全学及び各部局における日常的なリスクマネジメントの推進体制の充実を図るものとする。
２　学長等は、法令及び関係する学内規則等に従い、学生及び職員等並びに近隣住民等が本学に起因するリスクにより被害等を被ることのないよう、常に配慮しなければならない。
３　学長等は、リスクマネジメントに当たり、学生及び職員等並びに近隣住民等に対する必要な広報、情報提供等に努めるものとする。

（危機に関する通報等）
第１３条　学生及び職員等は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生するおそれがあることを発見した場合は、別紙様式１の危機管理報告書により、当該部局長に報告するものとし、情報の伝達が滞ることのないように努めなければならない。
２　部局長は、前項の通報を受け又は自ら危機事象を察知した場合は、当該危機の状況を確認の上、直ちに学長に報告するとともに、学長と対処方針を協議しなければならない。

（危機対策本部の設置）
第１４条　学長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事象に係る危機対策本部を設置するものとする。
２　危機対策本部の構成は、次のとおりとする。
(1) 本部長は、学長をもって充て、危機対策本部の業務を総括する。
(2) 副本部長は、理事又は副学長の中から本部長が指名する者をもって充て、本部長を補佐する。
(3) 本部員は、理事をもって充て、学長が指名する副学長及び事務局の関係する部長等を加えるものとする。
(4) 本部員には、必要に応じて関係する部局等の長を加えることができる。

３　危機対策本部の事務は、総務部総務秘書課が主管し、関係部課等から学長が指名する理事又は副学長が指名する者が参画する。
４　危機対策本部の組織及び緊急連絡体制等の必要な事項は、学長があらかじめ定めるとともに、職員に周知するものとする。
５　危機対策本部は、本部長が危機の終息の宣言を行ったときに解散するものとする。

（危機対策本部の権限）
第１５条　危機対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機に対処しなければならない。
２　職員は、危機対策本部の指示に従わなければならない。
３　危機対策本部は、その事案処理に当たり、役員会、教育研究評議会及び経営協議会及び関係委員会等（以下「役員会等」という。）の審議を含め、本学の学内規則等により必要とされる手続を省略することができる。
４　前項の場合、危機対策本部は、事案の対処の終了後に、リスクマネジメント委員会等に報告しなければならない。
５　防災管理規則第１２条により設置される自衛消防隊は、前条第１項に基づき危機対策本部が設置された場合には、当該危機対策本部の指揮下に入るものとする。

（危機対策本部の業務）
第１６条　危機対策本部は、次に掲げる業務を行う。
(1) 危機に係る情報の収集及び分析に関すること。
(2) 危機に係る必要な対策の決定及び実施に関すること。
(3) 危機に係る学生及び職員等への情報提供に関すること。
(4) 危機に係る関係機関との連絡調整に関すること。
(5) 危機に係る報道機関への情報提供に関すること。
(6) 部局等の危機対策本部（病院感染制御部を含む。）との連携に関すること。
(7) その他危機への対応について必要な事項に関すること。

（部局等における危機への対処等）
第１７条　部局長は、当該部局等のみに係る危機であって当該部局限りで対処することが適切と判断する事象については、当該部局等に危機対策本部（以下「部局本部」という。）を設置することができる。
２　部局長は、部局本部を設置する場合は、遅滞なく、危機の内容、対処方針、対処状況等を学長に報告し、了解を得るものとする。この場合において、学長は当該部局長の判断にかかわらず危機対策本部を設置し、全学的に対処することができる。
３　部局長は、当該部局等のみに係る危機であっても、全学的に対処すべきものと判断する場合は、学長に対し危機対策本部の設置を申し出るものとする。
４　部局本部の体制及び業務等は、危機対策本部に準ずるものとする。

（学長が不在の場合の措置）
第１８条　学長が外国出張等により不在の場合及び学長に事故がある場合は、あらかじめ学長が指名する者が、この規則に基づき、危機管理に当たるものとする。

（雑則）
第１９条　この規則に定めるもののほか、リスクマネジメントに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２１年１１月１３日から施行する。

附　則（平成２３年４月１５日規則第５３号）

この規則は、平成２３年４月１５日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

附　則（平成２３年９月３０日規則第８８号）

この規則は、平成２３年９月３０日から施行し、平成２３年８月１日から適用する。

附　則（平成２６年５月２１日規則第３９号）

この規則は、平成２６年５月２１日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附　則（平成２６年１１月１３日規則第１１７号）

この規則は、平成２６年１１月１３日から施行し、平成２６年１０月１日から適用する。

附　則（平成２８年３月４日規則第１４号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（令和元年９月１２日規則第１００号）

この規則は、令和元年９月１２日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附　則（令和３年７月３０日規則第８１号）

この規則は、令和３年７月３０日から施行し、令和３年７月１日から適用する。

附　則（令和３年９月２２日規則第９３号）

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和４年１０月３日規則第１２９号）

この規則は、令和４年１０月３日から施行し、令和４年１０月１日から適用する。

附　則（令和５年３月３日規則第31号）

この規則は、令和５年３月３日から施行し、令和５年３月１日から適用する。

別紙様式１（第１３条関係）

危　機　管　理　報　告　書

報告者	部局等名　　氏名　　（内線　　）
危機事象の種類	火災・台風・地震・実験事故・器物等損壊・不審者・犯罪・その他（　　）
１.発生日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分
２.発生場所	
３.危機事象詳細	
４.警察・消防等への連絡対応	
５.建物・器物等損壊の状況	
６.再発防止策及び講じた措置	
７.特記事項	